

令和 5 年度中小企業活性化・事業承継総合支援事業

事業承継等に関する中小企業関係租税特別措置の
利用状況に関する調査事業

令和 6 年 3 月

株式会社 NTT ネクシア

目次

I. 調査の背景・目的	- 3 -
1. 問い合わせ窓口の設置	- 4 -
2. 問い合わせ内容の集計	- 5 -
(1) センターの入電状況.....	- 5 -
(2) 税制別の入電状況.....	- 6 -
3. 問い合わせ内容の分析	- 8 -
(1) 先端設備等に関する固定資産税の特例.....	- 8 -
(2) 中小企業経営強化税制	- 12 -
(3) 中小企業投資促進税制	- 17 -
(4) 中小企業向け賃上げ・所得拡大促進税制.....	- 21 -
(5) 登録免許税・不動産取得税の特例.....	- 25 -
(6) 中小企業事業再編投資損失準備金.....	- 29 -
4. ヒアリングの実施	- 33 -
(1) 中小企業経営強化税制	- 33 -

Ⅰ．調査の背景・目的

中小企業においては、経営者の高齢化と後継者不在の問題に加えて、新型コロナウイルス感染症に伴う廃業の増加や、デジタルトランスフォーメーション等を含めた事業・業種転換等の必要性の高まり、生産性向上等の観点から、事業承継やM&Aの重要性がますます高まっている。

そのような中、中小企業の事業承継時やM&A時の負担軽減等のため、事業承継税制や、中小企業事業再編投資損失準備金、事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置等の税制措置が講じられている。

また、事業承継やM&Aにあわせて、生産性向上に取り組む中小企業を支援する観点から、設備投資に関する税制として中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、固定資産税の特例等が措置されており、並びに、これらの取組にあわせて行われることが想定される従業員の賃上げを支援するため、中小企業向け賃上げ促進税制も措置されている。

本調査は、問い合わせ内容の分析等を通じて、今後の税制改正要望のための課題の把握を目的としている。

Ⅱ．調査結果

1．問い合わせ窓口の設置

本税制についての問い合わせを受ける窓口を設置した。問い合わせ窓口には問い合わせ対応を実施できる、税制の知識を有したスタッフを常時 5 名配置した。

問い合わせ回線は 5 回線設け、平日の 09:30～17:00 の間、12:00～13:00 を除く 1 日計 6.5 時間対応を行い、土日・祝日は除いた。

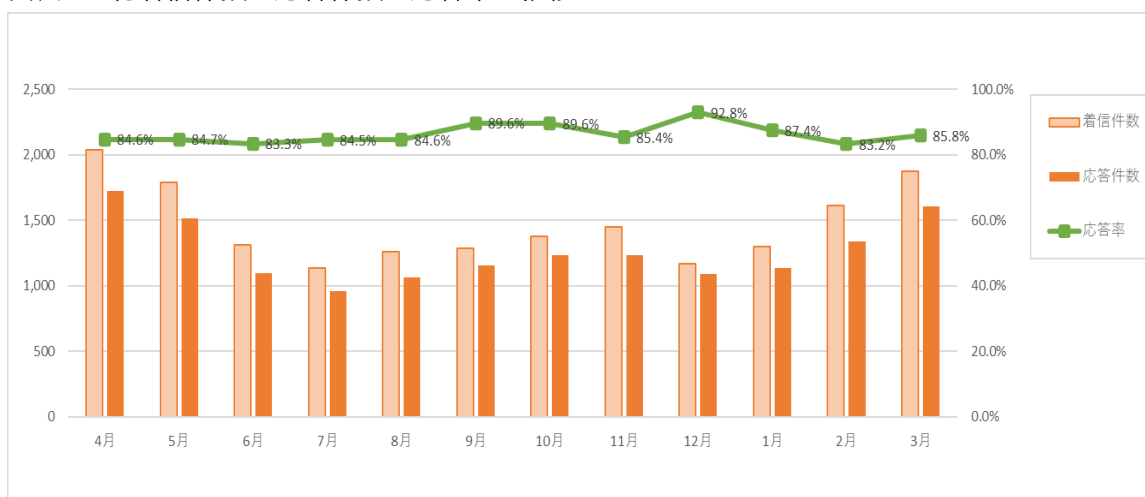
2. 問い合わせ内容の集計

(1) センターの入電状況

税制に関する問い合わせ件数は4月が最も多く、総着信件数 2,037 件（応答 1,724 件）であった。5月以降は徐々に減少、7月が最も少なく総着信件数 1,133 件（応答 957 件）であった。

年明けから再度増加傾向となっている。決算期等の影響、及び次年度の税制に関する確認等によるものと思われる。

図表 1 総着信件数・応答件数・応答率の推移



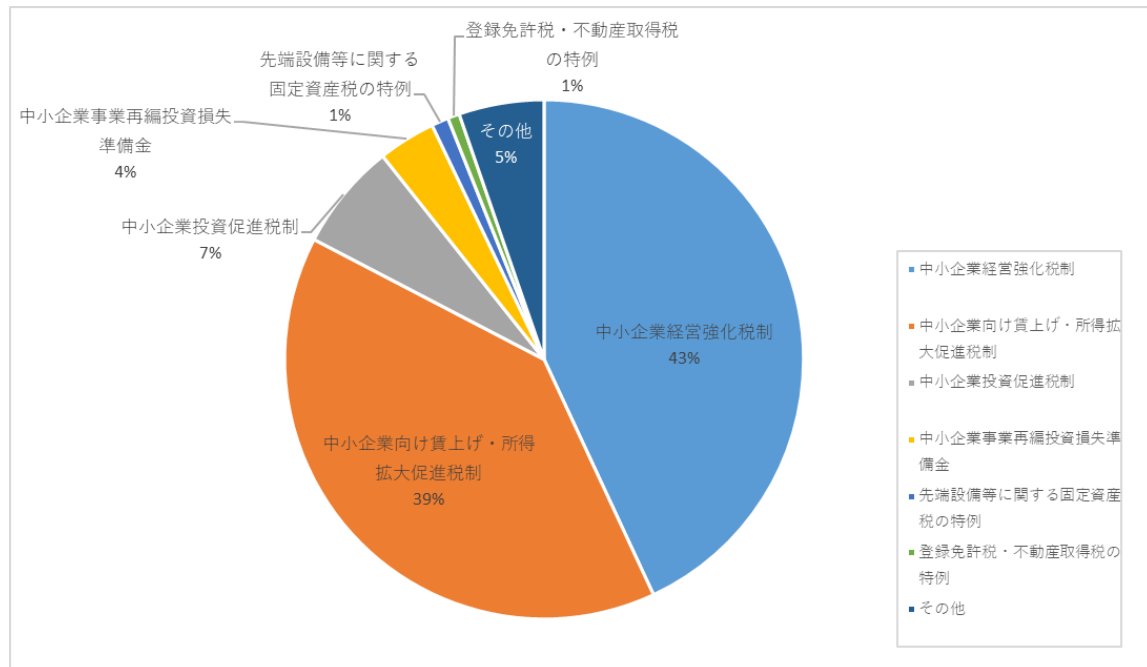
（２）税制別の入電状況

年間を通して最も多いのは「中小企業経営強化税制」であるが、年度始まり（４・５月）及び年度末（３月）は、「中小企業向け賃上げ・所得拡大促進税制」が最も多かった。

６月以降、最も多い問い合わせは「中小企業経営強化税制」であり、１０月・１１月にピークを迎えている。

上記以外の税制については、毎月の増減幅が大きくなく、ほぼ一定の水準で推移している。

図表２ 問い合わせ税制別の入電件数割合



図表３ 問い合わせ税制別の入電件数（月別推移）

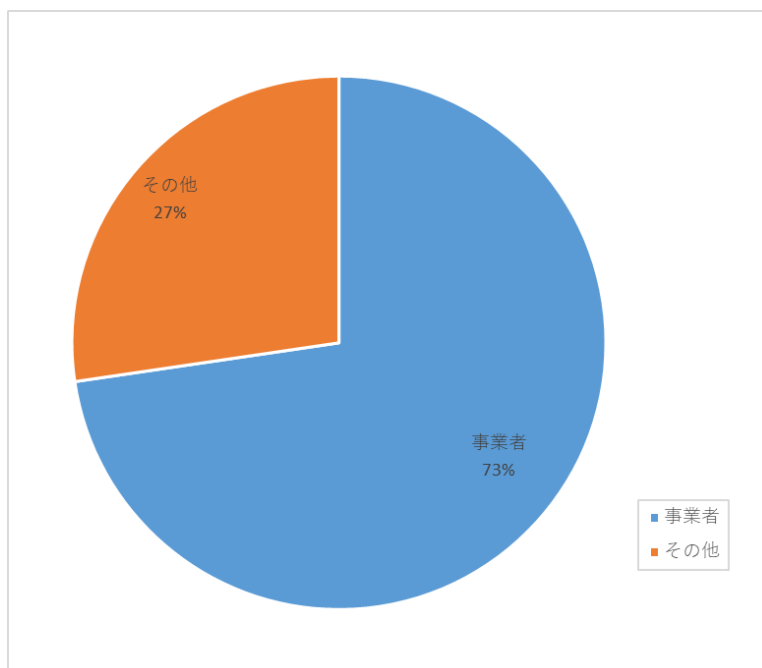
税制	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中小企業経営強化税制	581	437	482	414	461	592	647	644	581	529	557	596	6,521
中小企業向け賃上げ・所得拡大促進税制	856	814	419	363	393	389	415	376	304	371	560	731	5,991
中小企業投資促進税制	109	128	100	79	61	76	83	91	49	59	72	103	1,010
中小企業事業再編投資損失準備金	33	34	35	16	24	30	31	26	81	90	69	73	542
先端設備等に関する固定資産税の特例	49	25	7	10	14	8	8	15	8	4	6	7	161
登録免許税・不動産取得税の特例	9	14	16	15	4	6	3	11	5	16	3	9	111
その他	87	60	34	60	107	52	47	73	58	66	72	88	804

(3) 入電者の状況

全体の7割が、「事業者」からである。

年間を通じてその傾向は変わらないが、年度初め（4・5・6月頃）は税理士等からの問い合わせが多い。

図表4 入電者別の入電件数割合



図表5 入電者別の入電件数（月別推移）

税制	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
事業者	1,234	997	697	680	775	848	933	932	834	854	980	1,239	11,003
その他	490	515	396	277	289	305	301	304	252	281	359	368	4,137

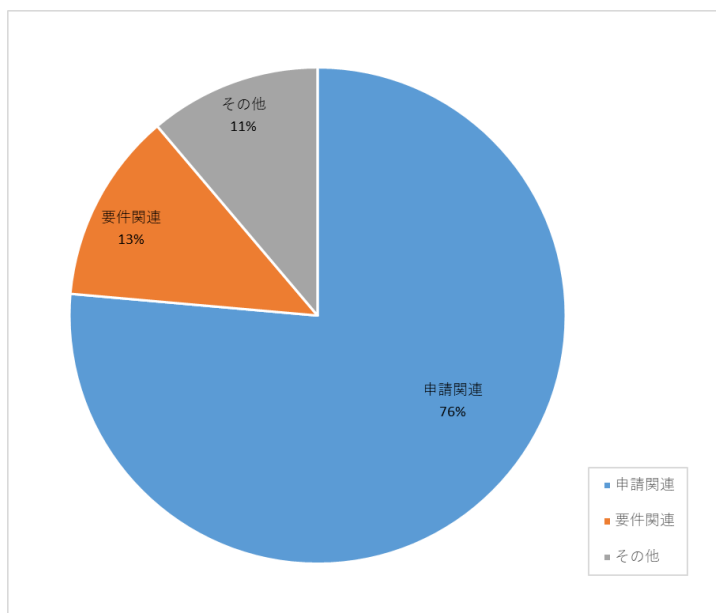
3. 問い合わせ内容の分析

(1) 先端設備等に関する固定資産税の特例

① 全体の傾向

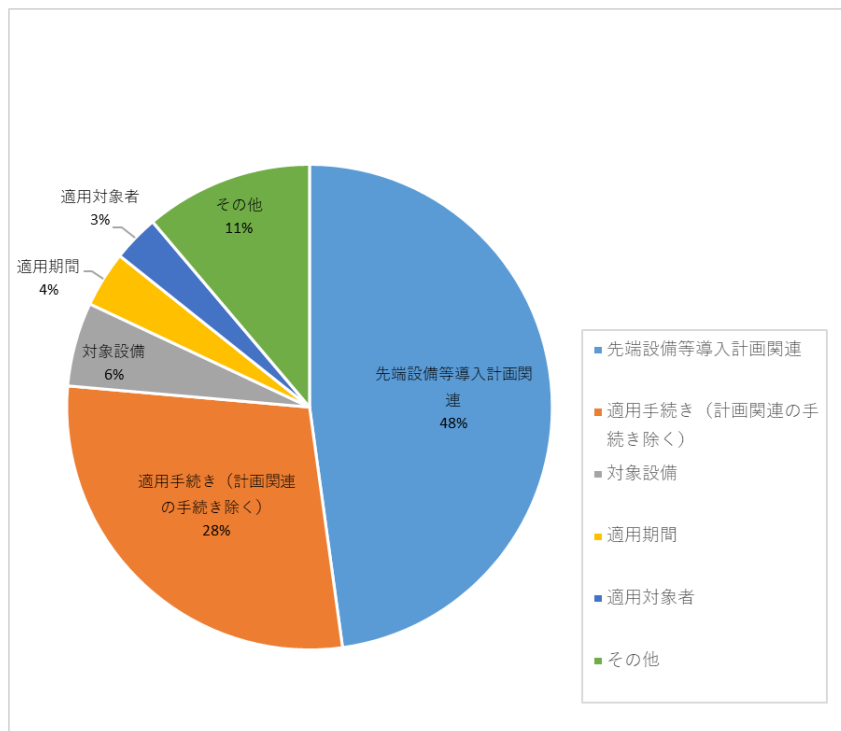
問い合わせ内容別では、申請に関するものが全体の約8割近くを占める。これから申請を出したいという入電者が多いことがわかる。

図表6 「先端設備等に関する固定資産税の特例」問い合わせの割合



内容別の割合を確認すると、「先端設備等導入計画関連」が48%と最も高く、次いで「適用手続き（計画関連の手続き除く）」が28%と高かった。

図表7 「先端設備等に関する固定資産税の特例」問い合わせの割合

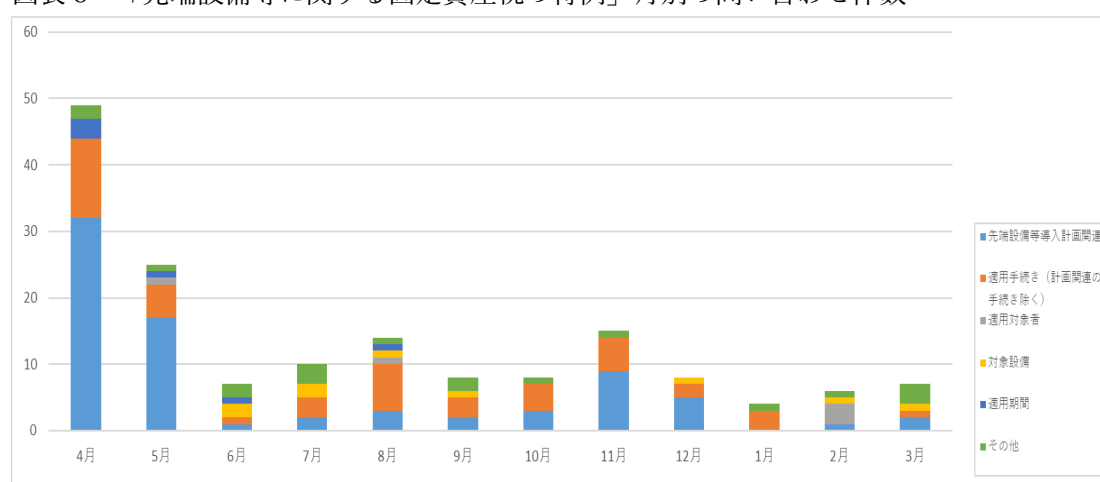


② 月別の入電傾向

4月・5月に「先端設備等導入計画関連」の件数が増えているのは、年度当初に計画策定する事業者が多いためと思われる。

また、令和5年度に関しては、税制改正において大幅な要件変更（建築物が対象外になる等）があったため、その確認での問い合わせも影響している。

図表8 「先端設備等に関する固定資産税の特例」月別の問い合わせ件数



③ 要件・申請手続きの具体的な問い合わせ内容

a.申請手続きに関する問い合わせ

問い合わせには、先端設備等導入計画の具体的な策定方法（取得価額は税込表記か、等）の他に、「設備取得後の認定は可能か」という申請時期に関するものなどの問い合わせがあった。この点は、企業側が中小企業経営強化税制と混同していることも影響している。両税制の手続き方法が似ていること、また設備導入という点がキーワードになっていることが、その要因となっているものと思われる。

また、税制改正に伴う変更箇所の確認についても多かった。

図表 9 申請手続きに関する問い合わせ例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・（メーカーより）設備購入者（お客様）から、先端設備導入計画の申請をしたい為、工業会証明書の申請を受けた。経営力向上計画では工業会証明書を発行したことがあるが、先端設備等導入計画はないため、教えてほしい。・太陽光設備（全量売電）を導入したが、申請書類の提出先や概要について知りたい。 |
|--|

b.要件に関する問い合わせ

対象設備や事業分野等に関するものが多くみられた。

対象設備については、「複数装置を組み合わせで一式と見なすのか」等の範囲に関する問い合わせが多い。（この点は、中小企業強化税制も同様である）

事業分野については、ガイドブック等に「指定事業」が明記されているものの、大まかな内容であるため、具体的な確認が多かった。

図表 10 要件に関する問い合わせ例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・対象設備として什器とアタッチメントを検討している。什器は 160 万円、アタッチメントは 70-80 万円かかるが、適用対象であるか。・中小企業の範囲は資本金要件または従業員数の要件とあるが、どちらかを満たせばよいのか。 |
|--|

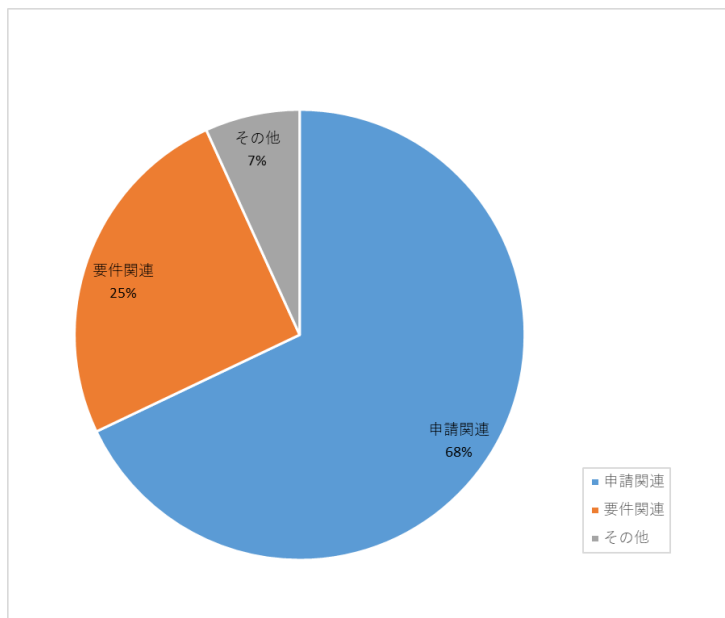
(2) 中小企業経営強化税制

① 全体の傾向

問い合わせ内容別では、申請に関するものが全体の約7割を占める。

先述の「先端設備等に関する固定資産税の特例」と同じく、これから申請を出したいという入電者からの問い合わせが多い。

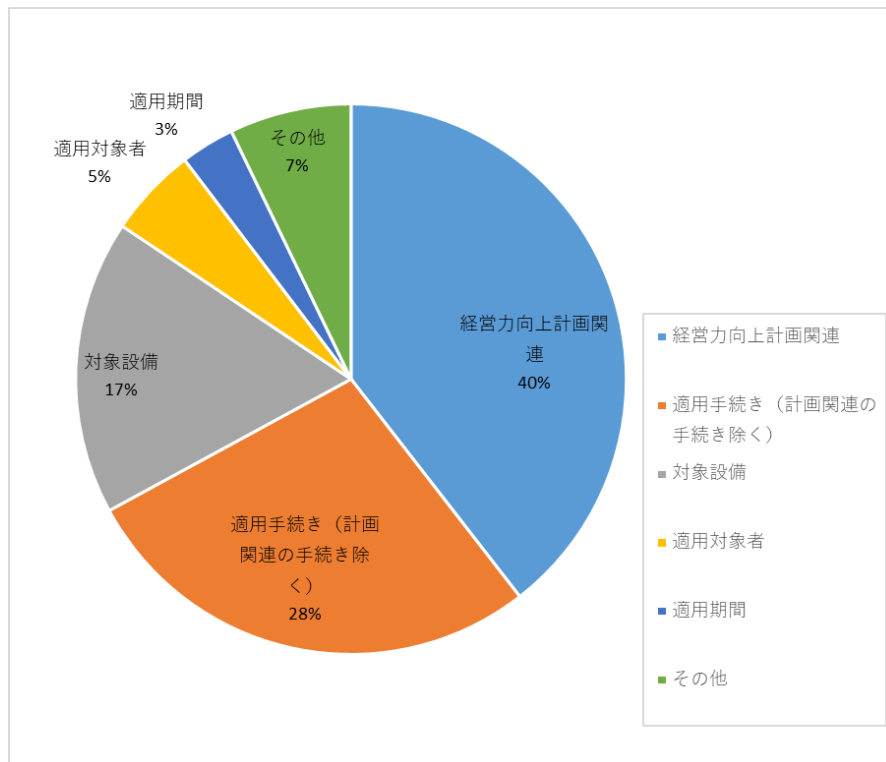
図表 11 「中小企業経営強化税制」問い合わせの割合



内容別の割合を確認すると、「経営力向上計画関連」が 40%と最も高く、次いで「適用手続き（計画関連の手続き除く）」が 28%と高かった。

要件に関しては「対象設備」についての問い合わせが最も高く 17%となっている。

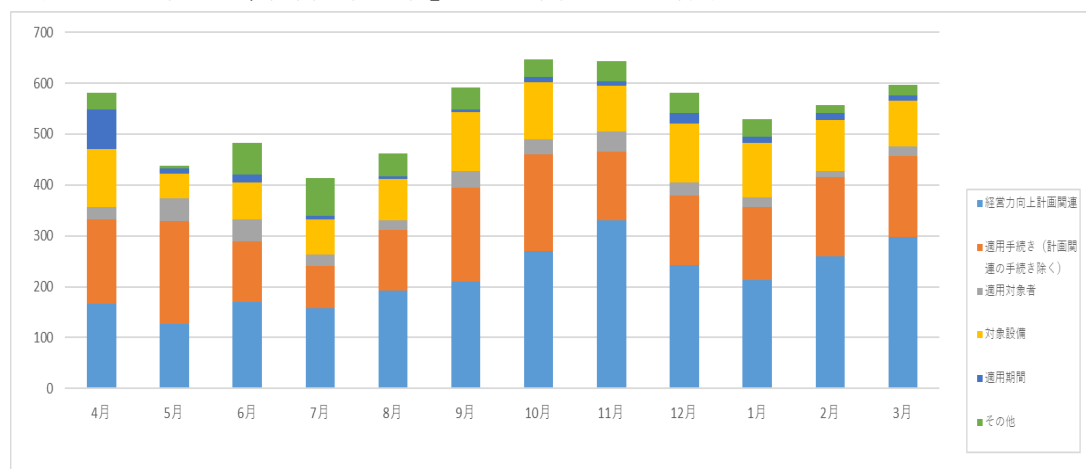
図表 12 「中小企業経営強化税制」問い合わせの割合



② 月別の入電傾向

「経営力向上計画関連」「適用手続き」は年間を通して一定数問い合わせがあった。その中でも、11月は「経営力向上計画関連」の件数が年間を通して最も多く、月300件を超えている。

図表 13 「中小企業経営強化税制」月別の問い合わせ件数



③ 要件・申請手続きの具体的な問い合わせ内容

a.申請手続きに関する問い合わせ

問い合わせには、経営力向上計画の策定に関するもののほか、申請の提出先や、申請タイミング（設備取得後の申請でも問題ないか）の確認が多い。

また、経営力向上計画関連では、設備を追加する際に、変更申請か新規申請かで判断に迷う企業が多くみられた。この辺りは、計画策定の手引きに補足があるとわかりやすいと思われる。

図表 14 申請手続きに関する問い合わせ例

- ・これから経営強化税制の申請をしたいが、ある程度購入予定の設備をきめておかないと申請は出来ないのか。
- ・経営力向上計画の認定が2024.9の決算までに間に合わない可能性があるが、適用を受けることは可能か。
- ・A 類型を検討している。工業会への証明書発行申請は、郵送での送付なのかメールでのやりとりなのか。

b.要件に関する問い合わせ

対象設備や適用期間に関するものが多くみられた。

特に対象設備に関しては、

- ・まとめて複数購入する場合一式とするか、建物の内装工事も設備とするか、等の範囲に関するもの
- ・設備が機械にあたるのか工具・備品にあたるのかという、種類に関するもの等が多かった。

HP 上に記載されているにも関わらず多かった質問は、「設備取得日の定義（注文日を指すのか、検収日を指すのか）」である。掲載箇所が FAQ であるため、手引きを見ながら計画策定していると、気づきにくいことが要因と思われる。直接手引きから FAQ にリンクを繋げられれば、該当の問い合わせの頻度は減るものと思われる。

類型別では、A 類型は販売開始時期について、B 類型は生産性向上の指標についての問い合わせが多かった。

図表 15 要件に関する問い合わせ例

- ・ R 7 年 2 月に工場を新設予定。新工場に設置する建物附属設備について、空調機とボイラーと合わせた価額が 60 万円を超えていればよいか。
- ・ 3000 万円の高所作業車は対象設備になるか。
- ・ (メーカーより) 太陽光発電設備の工事を行っている。クライアントが一括償却を希望しているが、そのための要件を確認したい。

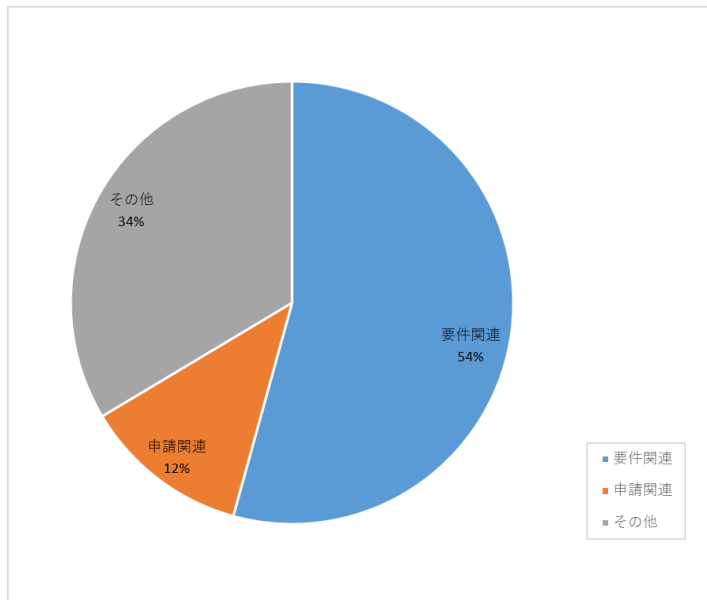
(3) 中小企業投資促進税制

① 全体の傾向

問い合わせ内容別では、要件に関するものが全体の約5割を占める。

他の税制と異なり、追加の申請作業が必要ないことから、申請関連の問い合わせ割合が低いものと思われる。

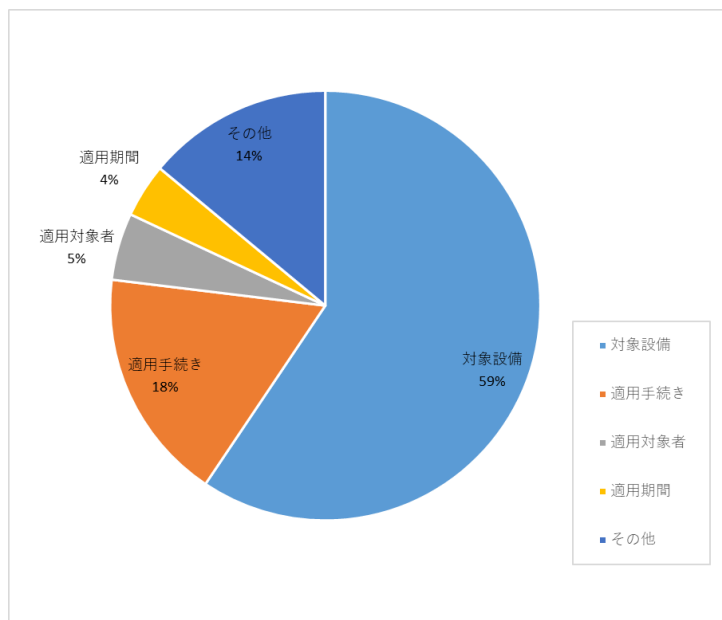
図表 16 「中小企業投資促進税制」問い合わせの割合



内容別の割合を確認すると、「対象設備」が 59%と最も高く、次いで「適用手続き」が 18%と高かった。

対象設備については対象となるソフトウェアに関する内容が大半を占めている。本税制は比較的 HP やガイドブックの記載が簡素であるが、ソフトウェアに関しては詳細な記載があるため、その記載内容についての確認が多い。また、中小企業経営強化税制と適用範囲が異なることも、確認が多くなる要因であると思われる（経営強化税制では製品の価格について記載しているが、中小企業投資促進税制では「事業年度の取得価額の合計額」となっており、同じソフトウェアでも計算方法が異なるため）

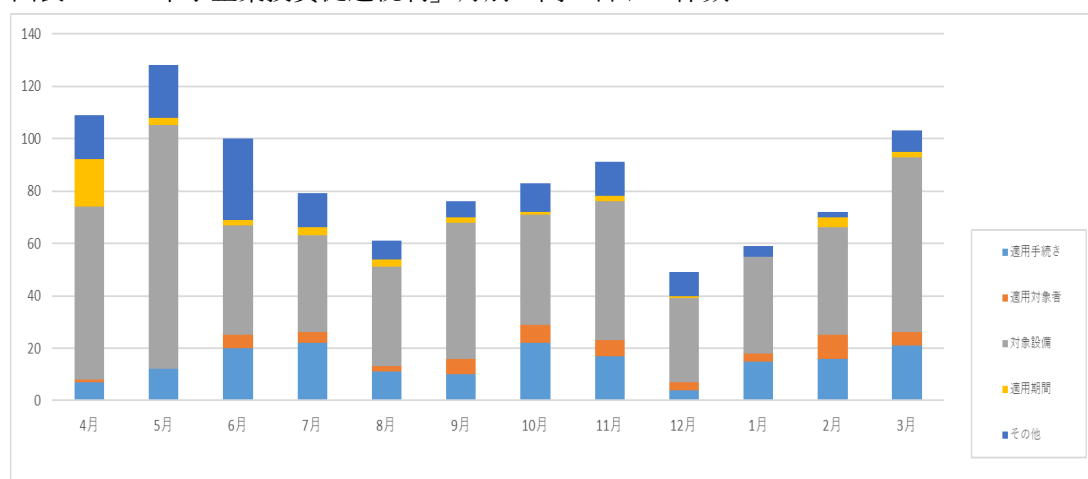
図表 17 「中小企業投資促進税制」問い合わせの割合



② 月別の入電傾向

「対象設備」は5月の93件が最も多く、それ以外の月も40～50件前後とコンスタントに問い合わせが入っている。

図表 18 「中小企業投資促進税制」月別の問い合わせ件数



③ 要件・申請手続きの具体的な問い合わせ内容

a.申請手続きに関する問い合わせ

問い合わせには、具体的な申請フォーマットや添付資料に関するものが多く、ほとんどが所轄の税務署または税理士への相談を誘導することとなっている。

また、強化税制の申請に間に合わず、「他に類似の税制はないか」という質問になり、場合によるが、中小企業投資促進税制をセンターから紹介することもあった。

図表 19 申請手続きに関する問い合わせ例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・本税制の申請にあたり、確定申告時に明細書を添付すると思われるが、何かフォーマット等はあるか。・申請時に「明細書を添付する」とあるが、どのようなものを提出すればよいか。・去年9月設備取得。申告時に固定資産台帳を添付する必要があるか。 |
|--|

b.要件に関する問い合わせ

対象設備に関するものは、中小企業経営強化税制と同様に具体的な設備や金額を提示され、適用対象であるか確認されるケースが多かった。

メーカーからの入電においては、メーカー側の担当者の本税制に対する認識不足もあり、企業側へスムーズに対応できていないのではないかと懸念されるものもあった。

図表 20 要件に関する問い合わせ例

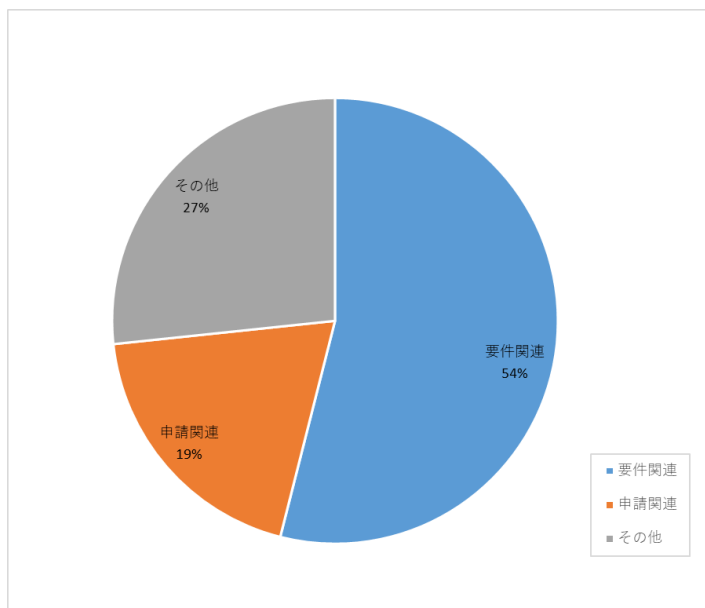
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・運送業の配車システムのクラウド型システムを構築した。このソフトウェアは対象になるか。・(メーカーより) 導入予定の設備が対象設備のどの分類に該当するか分からない。どうすればよいか。 |
|--|

(4) 中小企業向け賃上げ・所得拡大促進税制

① 全体の傾向

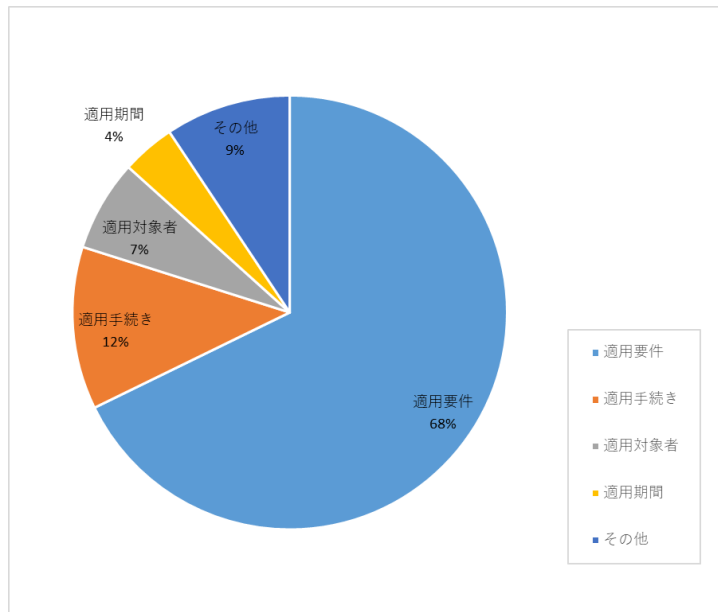
問い合わせ内容別では、要件に関するものが全体の約5割を占める。
申請の前に「この条件で申請が可能か」という問い合わせが多くみられた。

図表 21 「中小企業向け賃上げ・所得拡大促進税制」問い合わせの割合



内容別の割合を確認すると、「適用要件」が 68%と最も高く、次いで「適用手続き」が 12%と高かった。

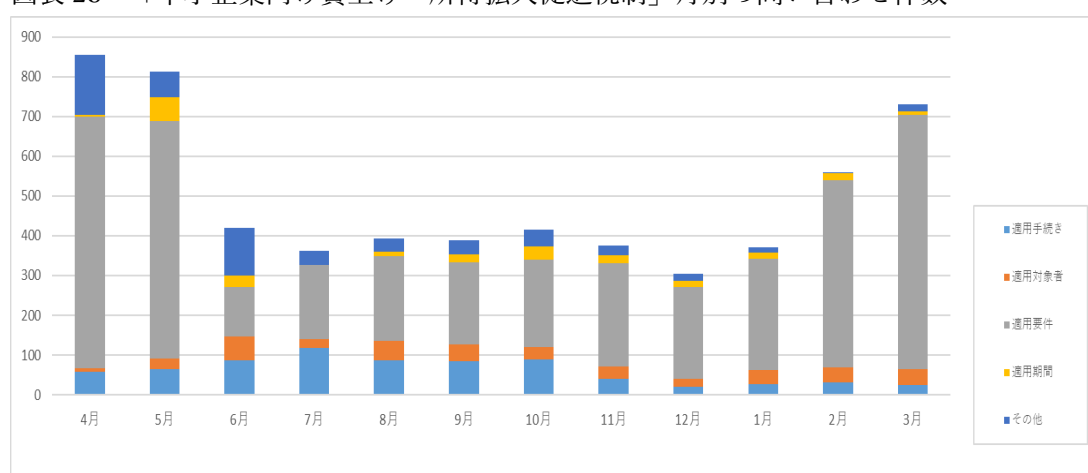
図表 22 「中小企業投資促進税制」問い合わせの割合



② 月別の入電傾向

「適用要件」は4月633件、5月596件と多かったが、6月以降は200件前後に減っている。また、年明け以降は増加傾向にあり、2月に471件、3月に640件まで増えているため、年度末・年度当初に集中的に問い合わせが入る傾向であるとわかる。次年度の税制大綱発表の影響を受けているものと思われる。

図表 23 「中小企業向け賃上げ・所得拡大促進税制」月別の問い合わせ件数



③ 要件・申請手続きの具体的な問い合わせ内容

a.申請手続きに関する問い合わせ

申請期限や添付書類に関する質問が多い。

申請期限は「前年度の申請期限が過ぎているが、今からでも申請は間に合うか」等。

添付書類は、記載方法の他、「中企庁で所定フォーマットはあるか」等の問い合わせが多い。これは、ガイドブックに申請方法に関する記述がない（Q&A にはあるが、気づかない）というのが要因として大きい。とくに Q4 記載の「適用額明細書」「税額控除の明細書」については、説明記述のみであるため、どのような項目が含まれていればよいかわからず、問い合わせで確認されるケースが多かった。

図表 24 申請手続きに関する問い合わせ例

- ・確定申告は、e-TAX で済んでいる。3/15 までが確定申告の期限だが、本税制の申告は、追加でまだ間に合うか。
- ・教育訓練費の適用を希望。支払証明書を添付する際、ネットバンキング支払だと支払書がないため、請求書で問題ないか。また、適用額明細書とはどのようなものを指すのか。

b.要件に関する問い合わせ

「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」として各種補助金・助成金・支援金が該当するか、という問い合わせは非常に多かった。

また、「比較雇用者給与等支給額」についても、対象として含む範囲や比較方法等を確認されるケースが多かった。

教育訓練費に関する質問や、給与の支払い方法（前払い・後払い等）によって対応が異なるか、等の質問も多かった。

図表 25 要件に関する問い合わせ例

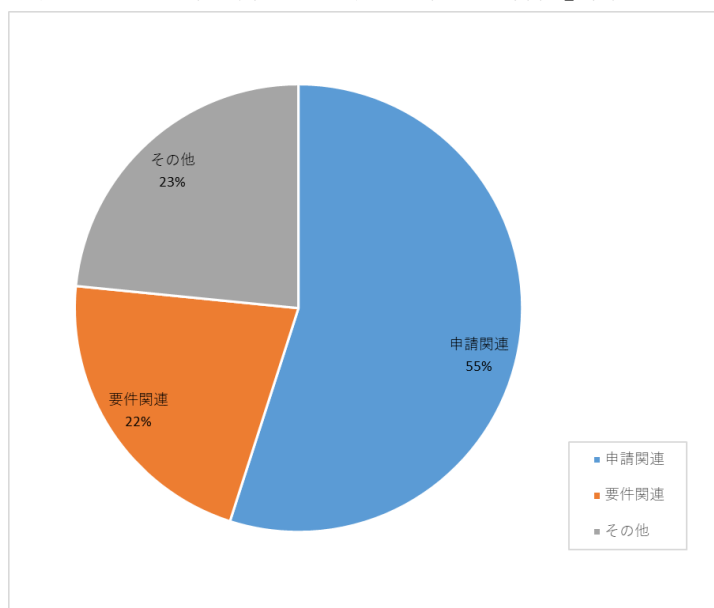
- ・雇用安定助成金額以外の補助金・助成金について、控除対象になるか。
- ・比較雇用者給与等支給額について、昨年退職した者もいるが、それも含めて計算して良いのか知りたい。
- ・税額控除額の計算方法を知りたい。
- ・雇用者給与等支給額の計算の対象者について教えてほしい。

（５）登録免許税・不動産取得税の特例

① 全体の傾向

問い合わせ内容別では、申請に関するものが全体の約６割を占める。税理士や支援機関から問い合わせを受けることが多い。

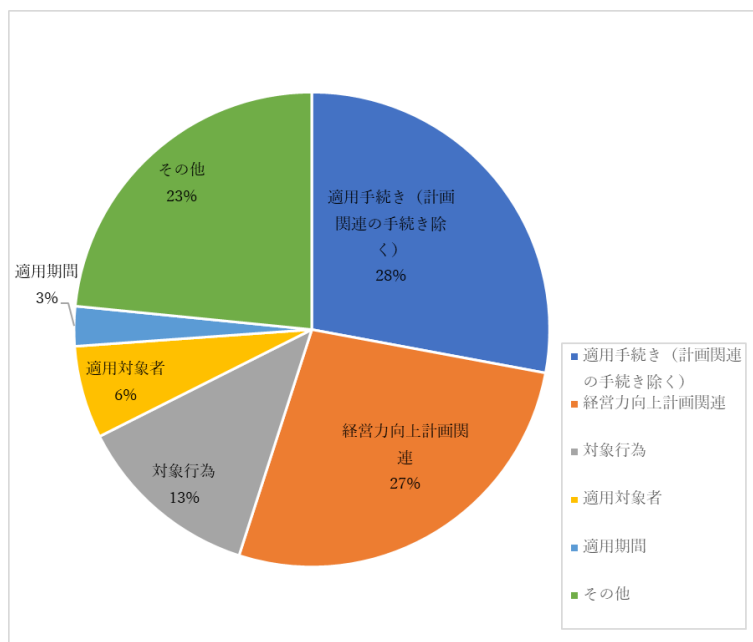
図表 26 「登録免許税・不動産取得税の特例」問い合わせの割合



内容別の割合を確認すると、「適用手続き」が 28%と最も高く、次いで「経営力向上計画関連」が 27%と高かった。

手引きを見ながら申請手続きをしているものの、手引きの記載が難しく、「経営力向上計画は 2 回提出が必要なのか？」等の質問が散見された（支援措置活用の手引 14p 参照。説明が 2 文に分かれているためか）この際、「税制によって資料や手引きの書き方が違うのでわかりづらい」と苦情になるケースもあり、対応に苦慮した。

図表 27 「登録免許税・不動産取得税の特例」問い合わせの割合

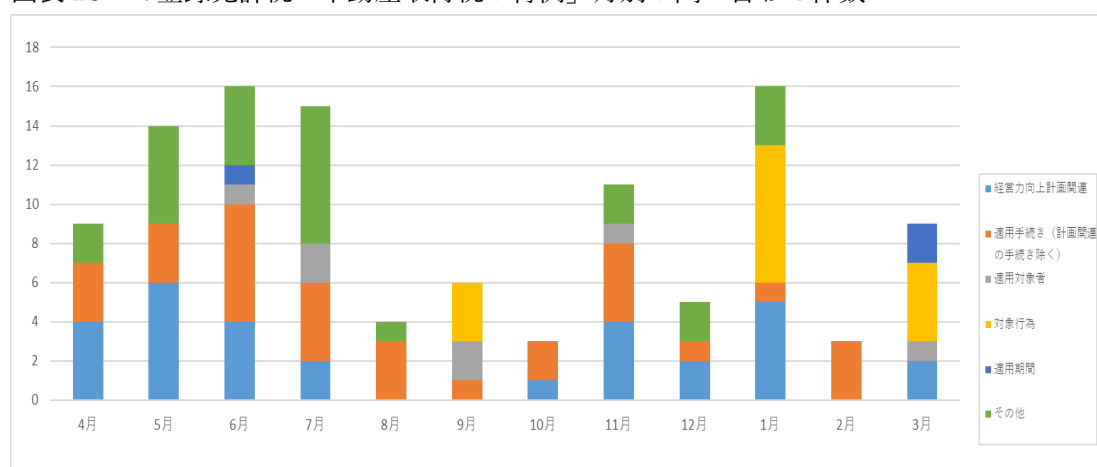


② 月別の入電傾向

「経営力向上計画関連」は5月が最も多く6件であった。「適用手続き」は、6月が最も多く6件であった。

もともとの母数が少ないため比較しづらいが、「対象行為」「適用対象者」は月によっては問い合わせがなく、頻度としては非常に低い内容であったといえる。

図表 28 「登録免許税・不動産取得税の特例」月別の問い合わせ件数



③ 要件・申請手続きの具体的な問い合わせ内容

a.申請手続きに関する問い合わせ

提出先が事業分野や地域により異なるため「申請先」に関する問い合わせや、M&A が絡むため「申請者」(A 社 B 社どちらを設定するか) の問い合わせが多かった。

また、「gBiz による経営力向上計画の提出が上手くいかない」「報告申請が出来ない」等の問い合わせもあった。本来、gBiz は計画申請のみで使用するものだが、その流れで報告も行うことが可能と思い込むケースが多々見られた。

図表 29 申請手続きに関する問い合わせ例

- ・基本合意は終わっているので今後計画申請を予定している。A 社を分割して新規で B 社を作るのだが、計画申請先はどこになるのか。
- ・gBiz で、経営力向上計画に係る事業の承継報告書(様式第 5)(WORD 形式:22KB)を提出しようと試みているが操作が出来なかったため、gBiz のサポートセンターにかけたが「そもそも様式 5 が提出必要なのか、確認してほしい」と言われた。どうすればよいか。

b.要件に関する問い合わせ

本来は事業承継に際しての特例措置であるが、「不動産取得」という部分が目立つのか、事業承継と関係のないケースでの入電が散見された。

また、対象範囲についての質問が多かった。計画策定の手引き 21p に記載はあるが、年齢等明確なものでなく「その他」に含まれる範囲について質問されることが多い。

事業承継の種類が多く煩雑であるため、企業側も探り探りの状態で入電することが非常に多かった。

図表 30 要件に関する問い合わせ例

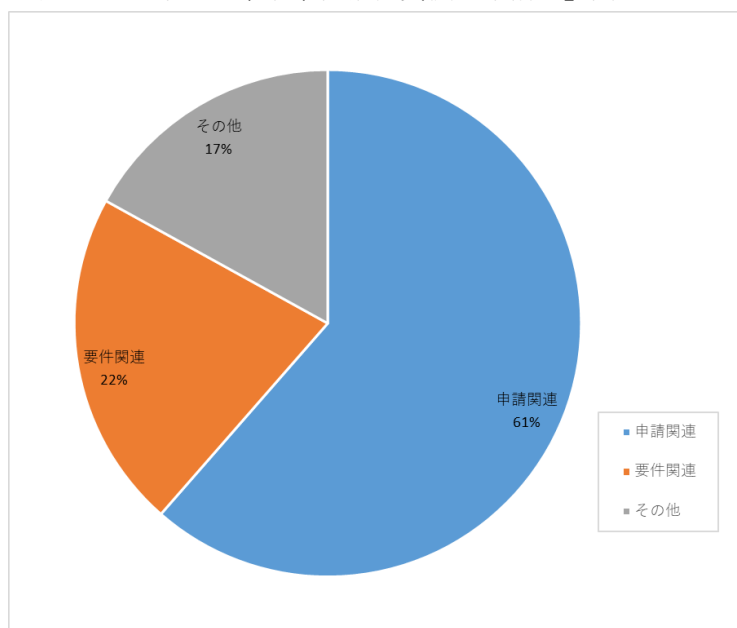
- ・事業承継等が絡まない不動産取得時に、本税制の対象となるのか。
- ・新設分割であり、後継者不在ではなく、会社を新設するだけの場合は、特例の措置を受けられるか。

(6) 中小企業事業再編投資損失準備金

① 全体の傾向

問い合わせ内容別では、申請に関するものが全体の約6割を占める。税理士や支援機関からの問い合わせが多い。

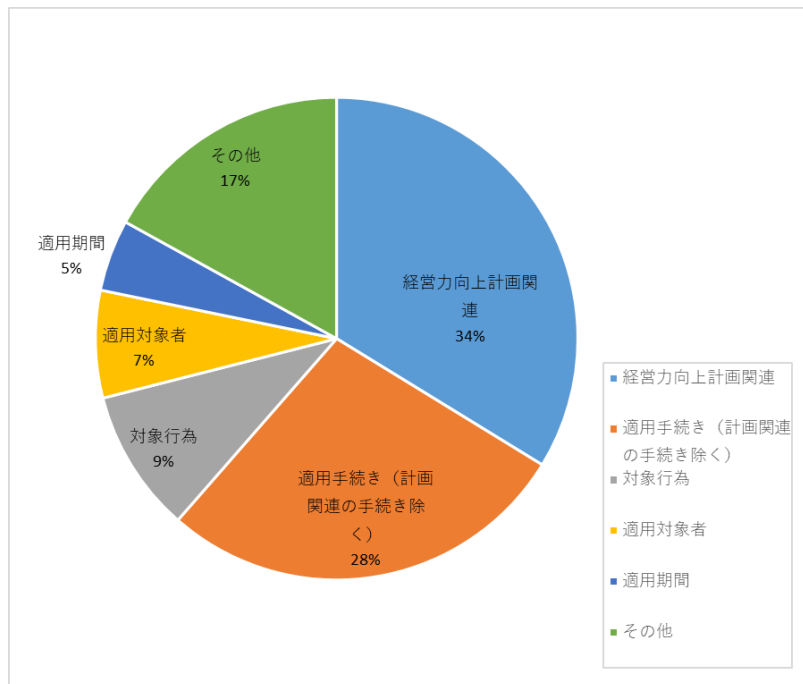
図表 31 「中小企業事業再編投資損失準備金」問い合わせの割合



内容別の割合を確認すると、「経営力向上計画関連」が 34%と最も高く、次いで「適用手続き」が 28%と高かった。

事業承継が絡むと中小企業経営強化税制よりも計画への記入事項が増える。そのため、その記載内容や添付書類の確認が多かった。

図表 32 「中小企業事業再編投資損失準備金」問い合わせの割合

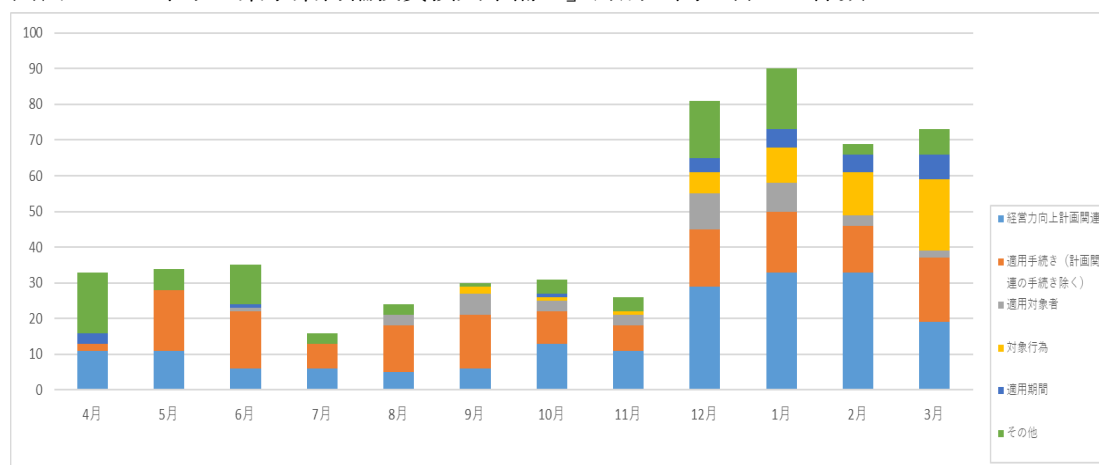


② 月別の入電傾向

「経営力向上計画関連」は12月から急に件数が増え、それまで10件前後だったものから3倍の30件前後に増えている。令和6年度の税制大綱が発表されたタイミングでの入電数増であったため、その影響であると思われる。「次年度の税制がどう変わり、どのタイミングで決定するのか」ということにビットが立ちやすい税制であるといえる。

「適用手続き」については、比較的にコンスタントに10件/月程度の問い合わせが入っている。

図表 33 「中小企業事業再編投資損失準備金」月別の問い合わせ件数



③ 要件・申請手続きの具体的な問い合わせ内容

a.申請手続きに関する問い合わせ

申請のタイミングや、提出資料に関する問い合わせが多かった。

特にDDに関すること（いつまでに実施するのか、など HP に記載がない）。
は頻度が高かった。

図表 34 申請手続きに関する問い合わせ例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・経営力向上計画の申請前に、必ず基本合意を結ぶ必要があるか。意向表明等でもよいのか・計画申請から認定まで 30 日かかると認識しているが、電子申請に関しても同様か。・M&A 実行後に実施実績に○×を付けると思うが、法務 DD を行うのは弁護士でよいか。また、署名の欄はあるか。 |
|--|

b.要件に関する問い合わせ

M & A は様々なケースが考えられるため、個別ケースを提示され適用対象か確認されることが大半であった。

図表 35 要件に関する問い合わせ例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・取得価額 10 億円以下の株式の取得が対象とあるが、M&A の案件が複数ある場合は、その合計額で判定を行うのか。・M&A の相手先は決定しているが、基本合意をしない予定である。本税制の対象となるか。 |
|---|

4. ヒアリングの実施

(1) 中小企業経営強化税制

① ヒアリング実施概要

当該ヒアリングは、中小企業経営強化税制を活用した中小企業 12 社に対して行った。

図表 36 ヒアリング対象

項目	内容
対象期間	2024 年 1 月～ 3 月
実施方法	オンライン
対象企業	12 社 ・ 鉄鋼業 ・ 小売業 ・ 繊維業 ・ 飲食業、等

② ヒアリング結果

a. 税制活用現状

対象企業は、経済産業省 HP や各地の経済産業局、また商工会議所等を通じて本税制を認知するケースが多い。

1 回のみ活用ではなく、継続的に税制を活用し積極的に設備投資を行っている様子が見受けられた。

ほとんどの企業がキャッシュフロー改善のために「即時償却」を選択している。一時的に費用負担が増えるものの、次年度以降に負担を繰り越さないようにするためである。一部を除き、ほとんどの企業が A 類型から検討を始め、工業会証明書の取得が難しい場合に B 類型へ切り替えるというスタイルであった。

図表 37 ヒアリング結果

- ・ 設備導入により生産性が向上し、人手不足の解消に繋がっている。
- ・ 設備導入により職場環境自体の改善に繋がるため、従業員の働きやすさ等にも影響を大きく与えている。
- ・ 設備導入による売り上げ向上よりも、費用削減効果の方が大きい場合もある。

b. 税制活用の課題

要件についての指摘としては、「対象として建物/車両も認めてほしい」というものがあった。

申請手続きに関しては、「申請までの期間がタイトであるため、もう少し余裕がほしい」というものがあった。

また、類似の制度があるため、「どの制度で何が活用できるか」がもっと明確になるとよいという意見もあった。

税制活用により、積極的な設備投資を行うことが出来ている。それを背景に、未開拓の新たな事業分野への挑戦や、販路・規模の拡大へ動くことが出来ているという声が多く上がっている。

そういった中小企業の活躍の機会を創出するためにも、本税制について広く知ってもらうことが必要であると考える。

図表 38 ヒアリング結果

- ・ 似たような税制があると、どれが使えるのかわからなくなるため、税制度が体系的にわかるようになるとよい。併用可能か等もわかると助かる。
- ・ 対象物に関しては、機械装置の申請が多いが、規模が大きい場合建物も含まれることがある。建物は対象とならないため、今後は対象に含まれるようにしてほしい。
- ・ 設備購入に際し、見積もりが出るまでに時間を要する等、申請書類の準備をするにあたって申請締切までの期間がタイトで焦るケースもある。

禁無断転載

令和 5 年度中小企業活性化・事業承継総合支援事業

事業承継等に関する中小企業関係租税特別措置の
利用状況に関する調査事業
報告書

令和 6 年 3 月

委託先 株式会社 NTT ネクシア

〒060-0642 北海道札幌市中央区大通西14丁目7番地
NTT大通 14 丁目ビル 10 階

電話 011-212-1111

URL <https://www.ntt-nexia.co.jp/>